

議会改革に関する検討結果

第 5 回報告書

令和 6 年 2 月

議会改革推進特別委員会

令和 6 年 2 月 14 日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議会改革推進特別委員会

委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 5 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

なお、本件については、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則の変更が必要なため、議会運営委員会に諮って了承を得た上での実施をお願いします。

記

【検討項目】政務活動費について

1 後払いについて（前払いの再検討）

政務活動費については、年度当初に交付していたものを令和元年度から後払い（精算払い）に変更し、現在に至っている。政務活動を行うにあたり、半期ごとに精算はできるものの、議員が経費を立替える必要があり、負担が生じている現状もあることから、再度、後払いについての検討（前払いの再検討）を行った。

その結果、後払いに変更した経緯としては、監査委員からの「より透明性が高く、不正受給の防止となると考えられるため、支払方法の変更を検討されたい。」という指摘事項を尊重し、委員会で十分検討した結果であることから、現時点で再度、前払いに変更することは見送ることとする。なお、今後、政務活動費の増額等、見直しがあった場合に、必要に応じて再検討することとされたい。

2 使途基準について

①市内の自家用車移動にかかる車賃の運用導入について

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則において、政務活動費をあてることができる経費として、「調査研究費、研修費、要請・陳情活動費について、車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費」と規定しており、従来から給油

前後の差額を提示してのガソリン代実費請求としていた。

しかしながら、上記経費にかかる市内での自家用車移動について、同様の実費請求の手法では、事務が煩雑であり、機動性のある調査研究に支障をきたす。このため、議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車ですり移動したときの車賃の額について、浜田市職員の旅費条例等に準じ、1キロメートルにつき23円を支給できることとし、以下のとおり細則を改正する。

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

ア 4項について、下記のとおり修正する

- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ることとする。なお、車賃については、自家用自動車使用簿をもって、これに代えることができる。

どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないときは、証明できるものをもってこれに代えることができる。

イ 10項について、下記のとおり新たに追加する

- 10 議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車ですり移動したときの車賃の額は、1キロメートルにつき23円とする(公務のための旅行に職員の自家用自動車を使用する場合の規定(浜田市職員等の旅費に関する条例第23条及び同条例施行規則第8条の規定)を準用)。また、この場合、政務活動にかかる自家用自動車使用簿を作成し、議会事務局で確認を受けるものとする。

ウ 「別表 政務活動費をあてることのできる経費」を下記のとおり修正する。

別表 政務活動費をあてることのできる経費

費目	支出することのできるもの	支出することのできないもの
調査研究費	○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○調査研究に必要な資料印刷費	●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代

<p>研修費</p>	<p>○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○旅費(運賃等、宿泊料) ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、 がソソ代実費</p>	<p>●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※ 食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。</p>
<p>広聴費</p>	<p>○会場使用料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 ○文書通信費 ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、 がソソ代実費</p>	<p>●飲食費 ●議員の所属政党または後援会等が主催する意見交換会、後援会会員のみへ行うアンケート</p>
<p>要請・陳情活動費</p>	<p>○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○旅費(運賃等、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、 がソソ代実費 ○郵送料</p>	<p>●議長が承認しない要請・陳情活動の経費</p>
<p>資料作成費</p>	<p>○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内、年間上限額を 1 万円以内) ○リース料</p>	<p>●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費</p>
<p>資料購入費</p>	<p>○書籍購入費 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分:該当経費の 1/3 以内) ○新聞購読料(専門誌のみ該当経費の 1/3 以内)</p>	<p>●新聞購読料で一般紙は認めない。 ●所属政党、宗教等の図書、雑誌、新聞等</p>

